

(補装具・治療用眼鏡・保険証提示なし10割)

医療費助成申請のしかた

- 1 保険者へ療養費(7割または8割)の申請
必要書類は保険者または職場へ問い合わせ
領収書、作成指示書・装着証明書等の原本を提出する際はコピーをとっておく
- 2 療養費が支給され、支給決定通知書等を受取り
- 3 市役所 共生社会推進課 または 各支所へ助成申請書を提出
必要書類 領収書の写し
支給決定通知書等
作成指示書・装着証明書等の写し (補装具・治療用眼鏡のみ)
- 4 登録口座へ助成金の振込

作製費用 ・ 総医療費(10割)	
保険者 療養費(7・8割)	市 助成額(2・3割)

※治療用眼鏡は支給上限額があります

令和元年9月以前作製 38,461 円

令和元年10月以降作製 38,902 円

作製費用が上記金額を上回る場合は、上限金額の7・8割が加入保険から支給され、残りの2・3割部分が市からの助成となります

※登録情報の変更や高額療養費に該当する場合には別途お手続きをお願いすることがあります。

※保険者への療養費申請は2年間で時効となります。お早めにお手続きください。

※ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

担当:共生社会推進課 医療助成係 024-525-3747